

## 令和7年度高知県獣医師養成確保修学資金給付事業（高校生等対象）募集要項

### 1 目的

高知県獣医師養成確保修学資金（以下「修学資金」という。）給付事業は、私立及び国公立獣医系大学の協力のもと、高知県の獣医師職員として畜産の振興や家畜伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事することを目指す県内の高校生等に対して修学資金を給付し、将来の高知県獣医師職員の養成を図ることを目的とします。

### 2 進学先対象大学

（私立獣医系大学）麻布大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、酪農学園大学

（国公立獣医系大学）大阪公立大学、東京農工大学

### 3 修学資金給付までの流れ

- （1）高知県が修学資金給付を希望する高校生等の募集（対象要件あり、進学先対象大学のうち1校を選択）
- （2）高知県による選考試験（以下「県選考試験」という。）の実施
- （3）県選考試験合格者は、希望する大学（以下「希望大学」という。）が実施する地域枠選抜入試（以下「大学選抜入試」という。）を受験
- （4）公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が大学選抜入試合格者と契約したうえで、修学資金を給付（契約先が中央畜産会から変更になる可能性があります）

### 4 修学資金の額

- （1）高等学校3年次等  
大学の入学手続き時に納入する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）
- （2）獣医学生  
私立大学の場合、月額18万円（大学1～6学年の6年間）  
国公立大学の場合、月額10万円（大学1～6学年の6年間）

### 5 返還金の返還の免除

次の要件にすべて該当した場合、返還金（※1）の返還が免除されます。

※1 次の要件を満たさなくなった場合などは、中央畜産会との契約を解除し、給付した修学資金を返還することになります。返還に当たっては、修学資金及び加算金（返還金）を徴収します。詳細は12の注意事項に記載しています。

- （1）獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること
- （2）高知県獣医師採用試験に合格し、獣医師免許取得後1年以内に高知県獣医師職員

になること

- (3) (1) 及び (2) の要件を満たした上で、次の①又は②に該当したとき
- ①高知県獣医師職員として、一定期間従事したとき。私立大学の場合、10年間。国公立大学の場合、9年間
  - ②公務により死亡、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき

## 6 修学資金給付志願者の募集

### (1) 募集人員

若干名

### (2) 募集期間

令和7年8月25日（月）から9月26日（金）（必着）

### (3) 出願資格（選考基準）

次の①から④まですべてを満たす者

- ①県内の高等学校を令和8年3月卒業見込みの者（酪農学園大学及び大阪公立大学は令和7年3月に卒業した者も可）
- ②別表の「令和7年度 各大学の地域枠に係る高校生等の選考基準等について」に記載されている希望大学の出願資格を満たし、希望大学に合格する程度の学力（※2）を有する者。  
※2 学力試験（模擬試験等）の成績票を確認する場合があります。
- ③県選考試験に合格した場合は、必ず大学選抜入試を受験し、合格した場合必ず入学する者
- ④大学卒業後、高知県獣医師職員として家畜衛生業務等の従事を希望する者

### (4) 応募手続

募集期間内に、次の書類を「高知県農業振興部畜産振興課」あてに、郵送又は持参により提出してください。

- ① 令和7年度高知県獣医師養成確保修学資金給付志願書（様式1）
- ② 自己推薦書（様式2：志願者本人が自筆したもの）
- ③ 調査書（高等学校が作成し、厳封したもの）
- ④ 高等学校長の推薦書（高等学校長が作成したもの、様式は自由）
- ⑤ 誓約書（様式3、ボールペンで記載）
- ⑥ 志願書に添付したものと同一写真2枚（縦3.5cm×横3cm）

### 【提出先】

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県農業振興部畜産振興課

### 【注意事項】

- ・すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒表面に「高知県獣医師養成確保修学資金給付志願書」と明記してください。

- ・郵送する場合は、募集期間末日の消印を有効とします。
- ・持参する場合は、募集期間内に高知県農業振興部畜産振興課で受け付けます。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。（土日及び祝日を除く。）

## 7 県選考試験

### (1) 試験日

令和7年10月10日（金）（開始時間は午前9時頃を予定しています。）

### (2) 場所

高知県庁内（志願者に対し、別途郵送により通知します。）

### (3) 試験内容

小論文及び面接

#### 【注意事項】

- ・志願者には、受験票及び県選考試験の詳細な内容（試験の開始時間及び場所等）を、令和7年10月7日（火）までに電話及び郵送でお知らせします。受験票が到着しない場合は、速やかに13の問合せ先まで連絡してください。

## 8 合格発表

令和7年10月20日（月）までに県選考試験受験者に対し、合否を通知します。

なお、合格者には合格証が交付され、県は合格者を大学選抜入試対象者として、希望大学に推薦します。

## 9 県選考試験の成績開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

### (1) 対象者

最終合格者を除く受験者

### (2) 請求期間

最終合格発表日の翌日から3か月以内

### (3) 請求の方法

試験成績開示請求書（様式4）に必要事項を記入の上、返信用封筒（定型、縦14～23.5 cm×横9～12 cmの大きさのもの）を同封して、郵送により高知県農業振興部畜産振興課へ請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手460円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

## 10 大学選抜入試

### (1) 出願期間等

各大学の出願期間等については、別添の「令和7年度 各大学の地域枠に係る高校生等の選考基準等（※3）」についてを参照してください。

県選考試験合格者は、各大学の入試手続等に基づき、期日までに手続を行ってく

ださい。

※3 各大学の募集要項は昨年度実績等を踏まえた見込みのものを含みます。  
詳細は各大学の募集要項をご確認ください。

## (2) 入学手続

合格者は、各大学の規定等に基づき入学手続を行ってください。

## 11 修学資金の給付

大学選抜入試合格者に対しては、給付手続終了後、①高校3年次等に大学の入学手続時に納入する前期分の費用及び②大学入学後、獣医学生に6年間修学資金が給付されます。（私立大学の場合、月額18万円。国公立大学の場合、月額10万円）

この高知県獣医師養成確保修学資金の制度は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、大学選抜入試の合格者は、当該事業実施主体である中央畜産会と契約した上で、修学資金が給付されることとなります。

なお、この契約に基づき、獣医学生が大学入学後に休学や留年した場合等については、給付の休止等の措置が取られることとなります。

手続等詳細については、各大学選抜入試の合格発表後、合格者へ連絡します。

## 12 注意事項

修学資金の給付の決定をもって、将来、獣医師として高知県職員に採用することを約束するものではありません。採用には高知県職員の採用試験に合格することが必要です。

なお、次の事項のいずれかに該当した場合、既に給付された修学資金及び加算金(年10.95%)を返還しなければなりません。

- 契約先との契約が解除されたとき
- 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき
- 獣医師免許を取得後、やむを得ない場合を除き、1年以内に高知県獣医師職員として就業しなかったとき
- 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師として従事した期間が、規定の期間に満たなかったとき。私立大学の場合、10年間。国公立大学の場合、9年間

## 13 問合せ先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県農業振興部畜産振興課

電話：088-821-4553（直通）

FAX：088-821-4578

メール：160901@ken.pref.kochi.lg.jp（担当：中橋、西）